

災害事例

後進してきたドラグ・ショベルに轢かれる

【災害の概要】

工事の種類：上下水道工事業

災害の種類：激突され

被災者：1人（死亡）



【災害発生状況】

この災害は、別荘地帯にある町道に掘削幅0.6～0.8m、深さ約1.4mの溝をドラグ・ショベルで掘削し、配水管及び給水管を敷設替える配水管敷設替工事現場において発生したものである。

当日の作業が終了に近づいたため、敷設替えが終了した掘削部は埋め戻しを行ったが、配管端部は翌日の作業に備えて埋め戻しは行わず、鉄板で覆いをかける作業計画となっていた。

そのため、ドラグ・ショベルのオペレーターがドラグ・ショベルのバケットと排土板との間に鉄板を挟んだ状態で後進運転により運搬していた。その時、ドラグ・ショベルの後方で配水管のサドル金具の取付け作業を行っていた作業者に気付かずドラグ・ショベルに轢かれ被災した。

【災害発生原因】

- 1 運転中の車両系建設機械（ドラグ・ショベル）に接触することにより作業者に危険が及ぶおそれのある箇所に作業者を立ち入らせたこと。
- 2 誘導員を配置して車両系建設機械を誘導させなかったこと。
- 3 オペレーターが、進行方向の安全を確認せずに後進運転で運搬を行ったこと。
- 4 掘削用機械であるドラグ・ショベルに用途外使用の運搬作業を行ったこと。
- 5 下請作業員に対し作業の指示が徹底されなかったこと。

【再発防止対策】

- 1 車両系建設機械を用いた作業では、
 - (1) 運転中の車両系建設機械に接触する恐れがある箇所に作業者を立ち入らせないこと
 - (2) 前記の作業を行わせる場合は、誘導者を配置してその者に建設機械を誘導させること。 **【安規第158条第1項】**
- 2 掘削用機械である車両系建設用機械を荷の運搬など用途外に使用しないこと。 **【安規第164条第1項】**
- 3 車両系建設機械を用途外に使用する時には、労働者に危険を及ぼす恐れのない措置を講じること。 **【安規第164条第2項】**
- 4 予め作業計画を定め、使用する車両系建設機械の種類、作業方法等を検討して作業を行わせること。
- 5 作業箇所ごとに責任者を指名し、その者の指示の下に作業を行わせること。
- 6 作業者に対して作業手順・作業の連携等について安全教育を十分に行うこと。
- 7 元方事業者は、関係請負人（下請業者）との連絡・調整を十分に行い、作業の進行、手順等について必要な教育を行うこと。